

4 陳情第 19 号

4 陳情 第 19 号	建築確認済証番号_____によって建てられた違反建築物に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	令和4年5月19日受理、令和4年6月10日付託
陳情者	新宿区荒木町_____

(要 旨)

建築確認済証番号_____によって建てられた違反建築物へ是正を指導してください。

(理 由)

先ず、現在までに陳情いたしました「3陳情第39号、4陳情第1号・3号・4号」を時系列で整理しますと、令和元年度の日本E R I株式会社交付、「建築確認済証番号_____」の行政庁受理時における、現都市計画部新宿駅周辺整備担当部長（令和元年当時の建築指導課長）による審査不備により、「2 A緩和適合有り」とされた建築物の工事が着工されました。（請負業者パナソニックホームズ株式会社は行政庁に予め建築相談を行っていたとも推測できます。）

次に、令和2年度に養生シートが撤去された段階で道路斜線規制に引っかかっている旨を陳情者が確認し、都市計画部建築指導課監察調査担当へ通報したところ、現都市計画部景観・まちづくり課長（令和2年当時の建築指導課長）による行政不作為が発生し、現在に至るといいう経緯があります。

次に、先の環境建設委員会にて審査未了となった「4陳情第3号 建築主事判断再考に関する陳情」にも記載されていますが、陳情者に当時の建築主事が交付した「確認番号 _____」、「確認年月日 平成10年_____」付けの建築確認済証（確認通知書）において、陳情者の家屋については、「2 A緩和適合は無い」とされました。羈束行為に基づく判断より重い「主事判断」を行い処分したと思料しております。

更に、本件担当課は平成10年当時の建築主事ならびに建築指導課建築担当者へ、調査上既に連絡をお取りになっていると推察いたします。

建築基準法には時効がありません。本行政事件について、現建築主事に責任はありませんが、建築指導課長として違反建築物に是正を指導していただきたくお願い申し上げる次第であります。